

山形県立高等学校の授業料等徴収条例をここに公布する。

山形県立学校の授業料等徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県立学校の授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の徴収)

第1条の2 県は、県立高等学校の生徒から授業料又は受講料を徴収する。

2 県は、県立高等学校に入学を許可された者から入学料を徴収する。

3 県は、県立中学校又は県立高等学校に入学するための入学者選抜を受けようとする者から入学者選抜手数料を徴収する。

(授業料等の額等)

第2条 授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 授業料 全日制の課程(専攻科を含む。) 年額 118,800円

定時制の課程(学年による教育課程の区分を設けないものを除き、専攻科を含む。) 年額 32,400円

定時制の課程(学年による教育課程の区分を設けないものに限る。) 1単位につき 1,620円

(2) 受講料 通信制の課程 1単位につき 300円

(3) 入学料 全日制の課程(専攻科を含む。) 5,650円

定時制の課程(専攻科を含む。) 2,100円

通信制の課程 500円

(4) 入学者選抜手数料

イ 県立中学校 2,200円

ロ 県立高等学校 全日制の課程(専攻科を含む。) 2,200円

定時制の課程(専攻科を含む。) 950円

通信制の課程 300円

2 前項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程(以下「単位制による課程」という。)又は通信制の課程に在学する生徒が定時制の課程(単位制による課程を除く。)において教科・科目の一部を履修する場合における当該教科・科目に係る授業料の額は、1単位につき1,620円とする。

3 第1項の規定にかかわらず、定時制の課程(単位制による課程を除く。)に在学する生徒が単位制による課程又は通信制の課程において教科・科目の一部を履修する場合における当該教科・科目に係る授業料又は受講料は、これを徴収しない。

(学年の途中で入学等をする場合等における授業料の額)

第3条 特別の事情により、学年の途中で全日制の課程(専攻科を含む。以下同じ。)若しくは定時制の課程(単位制による課程を除き、専攻科を含む。)に入学し、又は全日制の課程若しくは定時制の課程(単位制による課程を除き、専攻科を含む。)を退学する者から徴収する当該途中で入学し、又は退学する学年における授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とする。

2 特別の事情により、年度途中で単位制による課程に入学し、又は単位制による課程を退学する者から徴収する当該途中で入学し、又は退学する年度における授業料の額は、1単位につき135円に在学する月数を乗じて得た額(前期又は後期のみ履修する教科・科目にあつては、1単位につき270円に当該前期又は後期に在学する月数を乗じて得た額)とする。

3 特別の事情により、年度中途から単位制による課程又は通信制の課程に在学し、かつ、定時制の課程(単位制による課程を除く。)において教科・科目の一部を履修する生徒及び単位制による課程又は通信制の課程に在学し、かつ、定時制の課程(単位制による課程を除く。)において教科・科目の一部を履修している生徒で年度中途で当該教科・科目を履修しないこととなるものから徴収する当該教

科・科目に係る授業料の額は、1単位につき135円に当該履修する月数を乗じて得た額とする。

(授業料の徴収方法)

第4条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、原則として、毎月行うものとし、それぞれの月において徴収する額は、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 全日制の課程及び定時制の課程(単位制による課程を除き、専攻科を含む。) 授業料の年額の12分の1に相当する額(単位制による課程又は通信制の課程に在学する生徒が定時制の課程(単位制による課程を除く。))において教科・科目の一部を履修する場合にあつては、1単位につき135円)

(2) 単位制による課程 1単位につき135円(前期又は後期のみ履修する教科・科目にあつては、当該前期又は後期のそれぞれの月において、1単位につき270円)

(受講料の徴収方法)

第5条 受講料の徴収は、知事が別に定める方法により行なうものとする。

(入学料の徴収方法)

第6条 入学料の徴収は、入学の許可のあつた日から20日以内に行うものとする。

(入学者選抜手数料の徴収方法)

第7条 入学者選抜手数料の徴収は、入学の志望を受理するときに行うものとする。

(授業料等の減免)

第8条 知事は、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、その他休学等やむを得ない事情があると認めるときは、授業料及び受講料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(転学の場合の入学料)

第9条 県立高等学校相互間の転学の場合における入学料は、これを徴収しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

(山形県立高等学校の受験料及び授業料条例等の廃止)

2 次の条例は、廃止する。

(1) 山形県立高等学校の受験料及び授業料条例(昭和23年11月県条例第56号)

(2) 山形県立学校通信制の課程の入学料及び受講料条例(昭和23年3月県条例第20号)

(東日本大震災により被害を受けたと認められる者に係る入学料等の特例)

3 知事は、東日本大震災により被害を受けたと認められる者に対しては、入学料及び入学者選抜手数料を免除することができる。

(山形県立酒田光陵高等学校に入学を許可された者に係る入学料の特例)

4 この条例の規定にかかわらず、酒田市が設置する高等学校に平成24年3月31日に在学していた者であつて、同年4月1日に山形県立学校設置条例(昭和39年3月県条例第37号)本則第1号の表に規定する山形県立酒田光陵高等学校に入学を許可されたものからは、入学料を徴収しないものとする。

附 則(昭和46年12月22日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年3月31日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在学する者に係る授業料等の額は、全日制の課程及び定時制の課程に在学する者に係る授業料にあつては、改正後の第2条第1号の規定にかかわらず、次の表に定める額とし、通信制の課程に在学する者に係る受講料にあつては、改正後の第2条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

区分	授業料の額
全日制の課程(専攻科を含む。)	年額 30,000円
定時制の課程(専攻科を含む。)	年額 7,200円

附 則（昭和54年 3 月26日 条例第23号）

- 1 この条例は、昭和54年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和54年度に係る授業料の額は、改正後の第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	授業料の額
全日制の課程（専攻科を含む。）	48,000円
定時制の課程（専攻科を含む。）	13,200円

附 則（昭和56年 3 月27日 条例第16号）

- 1 この条例は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に全日制の課程又は定時制の課程に在学する者に係る授業料の額については、改正後の第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において転学等により前項の者の属する学年に在学することとなつた者に係る授業料の額は、改正後の第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、同項の者に係る額と同額とする。

附 則（昭和58年 3 月14日 条例第21号）

- 1 この条例は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に全日制の課程又は定時制の課程に在学する者に係る授業料及び通信制の課程に在学する者に係る受講料の額については、改正後の第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において転学等により前項の者の属する学年に在学することとなつた者に係る授業料の額は、改正後の第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、同項の者に係る額と同額とする。

附 則（昭和60年 3 月22日 条例第19号）

この条例は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和61年 3 月20日 条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に全日制の課程又は定時制の課程に在学する者に係る授業料及び通信制の課程に在学する者に係る受講料の額については、改正後の第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において転学等により前項の者の属する学年に在学することとなつた者に係る授業料の額は、改正後の第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、同項の者に係る額と同額とする。

附 則（昭和62年 3 月17日 条例第14号）

この条例は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月22日 条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に全日制の課程又は定時制の課程に在学する者に係る授業料及び通信制の課程に在学する者に係る受講料の額については、改正後の第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において転学等により前項の者の属する学年に在学することとなつた者に係る授業料の額は、改正後の第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、同項の者に係る額と同額とする。
- 4 この条例の施行の前日に入学の許可を受けることに係る手続を終了している者に係る改正後の第 2 条第 3 号の規定の適用については、同号中「4,100円」とあるのは、「4,000円」とする。

附 則（平成 3 年 3 月19日 条例第35号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 7 月12日 条例第53号）

- 1 この条例は、平成 3 年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日に入学の許可を受けることに係る手続を終了している者に係る入学料の額につ

いては、改正後の第2条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月30日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に全日制の課程又は定時制の課程に在学する者に係る授業料及び通信制の課程に在学する者に係る受講料の額については、改正後の第2条第1号及び第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において転学等により前項の者の属する学年に在学することとなった者に係る授業料の額は、改正後の第2条第1号の規定にかかわらず、同項の者に係る額と同額とする。

附 則（平成5年3月26日条例第25号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月17日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に全日制の課程又は定時制の課程に在学する者に係る授業料及び通信制の課程に在学する者に係る受講料の額については、改正後の第2条第1号及び第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において転学等により前項の者の属する学年に在学することとなった者に係る授業料の額は、改正後の第2条第1号の規定にかかわらず、同項の者に係る額と同額とする。

附 則（平成8年10月15日条例第47号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に通信制の課程に在学する生徒が定時制の課程（学年による教育課程の区分を設けないものを除く。）において教科・科目の一部を履修する場合における当該教科・科目に係る授業料については、改正後の第2条第2項、第3条第3項及び第4条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月21日条例第41号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在学する生徒に係る授業料の額及び徴収方法又は受講料の額については、改正後の第2条第1項第1号及び第2号並びに第2項、第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において転学等により前項の生徒の属する学年に在学することとなった生徒（以下「転学者」という。）に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項第1号及び第2号並びに第2項並びに第3条第3項の規定にかかわらず、前項の生徒に係る額と同額とする。
- 4 転学者に係る授業料の徴収方法は、改正後の第4条の規定にかかわらず、第2項の生徒に係る徴収方法によるものとする。

附 則（平成13年3月23日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在学する生徒に係る授業料の額及び徴収方法並びに受講料の額については、改正後の第2条第1項第1号及び第2号並びに第2項、第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において転学等により前項の生徒の属する学年に在学することとなった生徒（以下「転学者」という。）に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項第1号及び第2号並びに第2

項並びに第3条第3項の規定にかかわらず、前項の生徒に係る額と同額とする。

- 4 転学者に係る授業料の徴収方法は、改正後の第4条の規定にかかわらず、附則第2項の生徒に係る徴収方法によるものとする。

附 則（平成16年3月19日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在学する生徒に係る授業料の額及び徴収方法並びに受講料の額については、改正後の第2条第1項第1号及び第2号並びに第2項、第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において転学等により前項の生徒の属する学年に在学することとなった生徒（以下「転学者」という。）に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項第1号及び第2号並びに第2項並びに第3条第3項の規定にかかわらず、前項の生徒に係る額と同額とする。
- 4 転学者に係る授業料の徴収方法は、改正後の第4条の規定にかかわらず、第2項の生徒に係る徴収方法によるものとする。

附 則（平成19年3月16日条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在学する生徒に係る授業料の額及び徴収方法並びに受講料の額については、改正後の第2条第1項第1号及び第2号並びに第2項、第3条第2項及び第3項並びに第4条第1号及び第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において転学等により前項の生徒の属する学年に在学することとなった生徒（以下「転学者」という。）に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項第1号及び第2項並びに第3条第3項の規定にかかわらず、前項の生徒に係る額と同額とする。
- 4 転学者に係る授業料の徴収方法は、改正後の第4条第1号及び第2号の規定にかかわらず、附則第2項の生徒に係る徴収方法によるものとする。

附 則（平成22年3月19日条例第21号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成22年規則第26号で平成22年4月1日から施行）

附 則（平成23年4月12日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、平成23年4月1日以後において県立高等学校に入学を許可された者に係る入学金について適用する。

附 則（平成23年12月27日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第43号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第62号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）附則第2条第2項の規定の適用を受ける者に係る授業料及び受講料の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成27年7月14日条例第46号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

- 2 住民基本台帳法施行条例（平成14年7月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕